

雑誌掲載論文紹介

最低エネルギー税率指令の修正指令案と EU の悲願*

日本エネルギー経済研究所 研究員 清水 透

欧州連合 (EU) は、気候変動対策の 1 つとして、炭素価格政策を積極的に導入している。2005 年から欧州域内排出権取引制度 (EU-ETS) が開始され、一部の加盟国では炭素含有量に基づく炭素税が導入されている。さらに、中長期的な二酸化炭素 (CO₂) などの温室効果ガス (GHGs) 排出量削減を目標に、EU は域内の炭素価格政策を協調させ強化する方向で検討を行っている。

その一環として、4 月 13 日、EU は最低エネルギー税率指令 (2003/96/EC) の修正指令案 (IP/11/468) を公表した。この案によれば、エネルギー製品の最低税率が熱量単位 (GJ) に改正される。加えて、エネルギーの炭素含有量に応じた炭素税 (CO₂related tax) の最低税率を 20 ユーロ/t-CO₂ とし、EU 域内のエネルギーおよび炭素税率の調和を目指す案となっている。

本稿では、20 年の削減目標に向けて対策の強化を推し進めている EU の気候変動政策を、炭素税を中心に炭素価格政策の面からみてみたい。

共通炭素税の模索

EU では、1991 年から域内共通炭素税の導入が模索されていた。しかし、加盟国間の意見の隔たりが大きいため議論が収束せず、97 年に頓挫したという経緯がある。

こうした EU の計画とは別に、90 年代初頭から、一部の加盟国は、炭素価格政策を独自に導入してきた。2011 年の時点で、EU 域内の 10 カ国がエネルギーの炭素含有量に基づく炭素税、または既存のエネルギー税の見直しによって炭素価格政策を導入している。しかし、導入された税率は加盟国ごとに異なっており、導入経緯や課税対象など、EU 域内で調和していない。

また、05 年に EU 域内の大規模排出源を対象とする EU-ETS が導入された。しかし、各国の政策と整合がとれておらず、一部では二重規制となっている。

最低エネルギー税率指令の矛盾

共通炭素税の導入計画が頓挫した後、2003 年に EU 域内のエネルギー税率を調和させるための最低エネルギー税率指令が採択された。この指令では、各国のエネルギー製品およ

* 本稿は、月刊 Business i. ENECO (2011 年 6 月号) に掲載された原稿について転載許可を得て、一部修正の上で掲載しております。

び電力に対する最低税率を固有単位をベースに定めている。これによって、域内のエネルギー間の公平性確保、エネルギーの効率的利用、再生可能エネルギーの導入促進が目的とされた。

しかし、ガソリンよりもエネルギーや炭素含有量が多いディーゼル燃料の税率が低い、バイオ燃料にも従来型燃料と同一の税率が課されているなど、EU が推し進めようとしている気候変動対策と矛盾する内容が含まれている。そのため、08 年からこの指令を修正するための検討が開始され、幾度となく公表が延期されてきたが、11 年 4 月 13 日に、修正指令案が公表された。

修正指令案

修正指令案で示された最低税率は 2 つに分けられる。

1 つは、これまでと同じエネルギー製品および電力に対する税率の下限を定めた一般エネルギー税部分である。修正指令案では、税率が動力用および燃焼用エネルギーの固有単位当たりから熱量単位当たりに変更される。また、2013 年以降、段階的に最低税率を引き上げることが予定されている。

もう 1 つは、エネルギーの炭素含有量に基づく新たな 20 ユーロ/t-CO₂ の炭素税の最低税率である。この最低税率は、動力用および燃焼用エネルギーにかかわらず、炭素含有量に基づく固定税率となっている。また、一般エネルギー税の特例措置を受ける一部産業に対しても同率の炭素税が課される。ただし、EU-ETS に参加している産業部門は除外される。

EU は、こうした修正により、EU-ETS を補完する政策として最低エネルギー税率指令を位置付けようとしている。指令に炭素税が加えられることで、非 EU-ETS 部門（運輸、家計、農業を含む）に対する CO₂ 排出量を削減するための価格シグナルとなることが期待されている。また、域内の炭素価格政策を調和させることで、EU としての気候変動政策の協調が意図されている。

公表された修正指令案は、13 年の発効を目指しており、23 年までに完全実施することが予定されている。EU の試算によれば、すべての加盟国が 20 ユーロ/t-CO₂ の炭素税を導入した場合、20 年に非 EU-ETS 部門の CO₂ 排出量を 4%削減できるとしている。

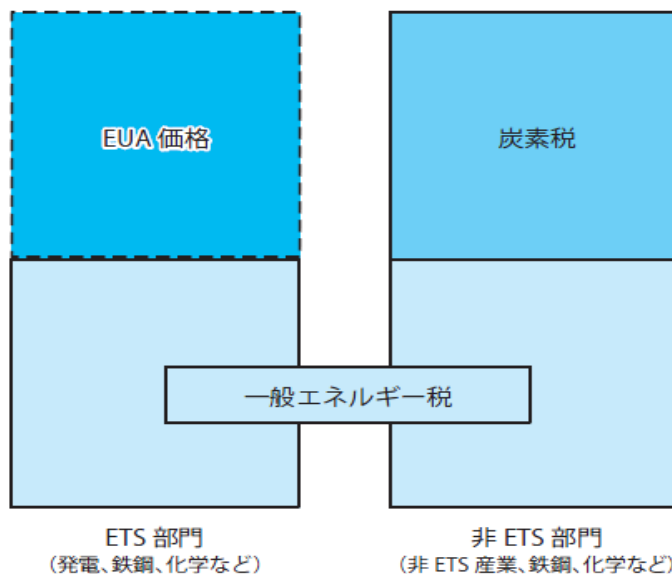
“量” と “価格”

今回示された EU の修正指令案によって、2013 年以降の EU 域内における炭素価格政策の枠組みが、排出源の排出規模によって異なる政策を組み合わせた形で整うことになる。すなわち、発電や鉄鋼、化学などの大規模な排出源は EU-ETS による総量規制、それ以外の排出源には炭素税による価格規制が課されることになる。

修正指令案が承認された場合、13 年以降の炭素価格政策による負担イメージは、図に示

すような形となる。一般エネルギー税は EU-ETS 部門および非 EU-ETS 部門ともに同じ負担となるが、炭素価格の負担方法が異なる。

修正案に基づく ETS 部門と非 ETS 部門の炭素価格負担のイメージ



EU-ETS 部門は、自らの排出量と同等の排出権 (EUA) を無償割り当て、オークション、市場から調達する。排出権は、11 年 4 月の時点で 15 ~ 20 ユーロ程度で取引がなされており、この価格を EU-ETS 部門は炭素価格として負担しているとみなされる。

一方で、非 EU-ETS 部門は、20 ユーロ/t-CO₂ の固定された炭素税によって、炭素価格を負担することになる。

修正指令案の今後

修正指令案に含まれる炭素税と、既に開始されている EU-ETS によって、EU 域内から排出される CO₂ の大部分に排出削減を促す炭素価格の影響が及ぶことになる。それ故に、この修正指令案は EU の気候変動対策として大きな意味を持つ。また、1990 年代に導入が模索され、頓挫した共通炭素税の導入は、EU にとって 20 年来の悲願ともいえる。

しかし、修正指令案の発効には加盟国の全会一致が必要であり、既に英国など一部の加盟国は反対する姿勢を見せている。また、ブレント原油先物価格が 120 ドル/バレルを超える中で、エネルギー税に関する修正指令案の議論を行うため、今後の動向は紆余曲折が予想される。